

# 国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画

〔平成 29 年 3 月 22 日  
国土交通省環境政策推進本部決定〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)(以下「政府実行計画等」という。)に基づき、「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(以下「実施計画」という。)を下記のとおり定める。

## 記

平成 22 年度から平成 24 年度の国土交通省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の年平均は、平成 13 年度比で 32.8%減少し、平成 19 年度に策定した「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の 8.5%削減目標を達成した。計画期間の終了時期である平成 24 年度が経過した後においても、当面の地球温暖化対策に関する方針(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)において「政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進する」とされたことを受け、引き続き温室効果ガスの削減に取り組み、平成 13 年度比で平成 25 年度は 17.1%、平成 26 年度は 26.3%減少した。

今後も、政府実行計画等を踏まえ、以下の目標設定及び取組を行うこととする。取組の実施に際しては、国民の安全確保等国土交通行政の使命を果たしつつ施設のエネルギー使用量等をより一層削減することで、目標達成を図る。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省(中央合同庁舎第 3 号館及び第 2 号館)及び地方支分部局等(国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、航空保安交通大学校、国土地理院、小笠原総合事務所、海難審判所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、各地方航空局、各航空交通管制部、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁をいう。以下同じ。)を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、所管する独立行政法人等に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

## Ⅱ. 実施計画の期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

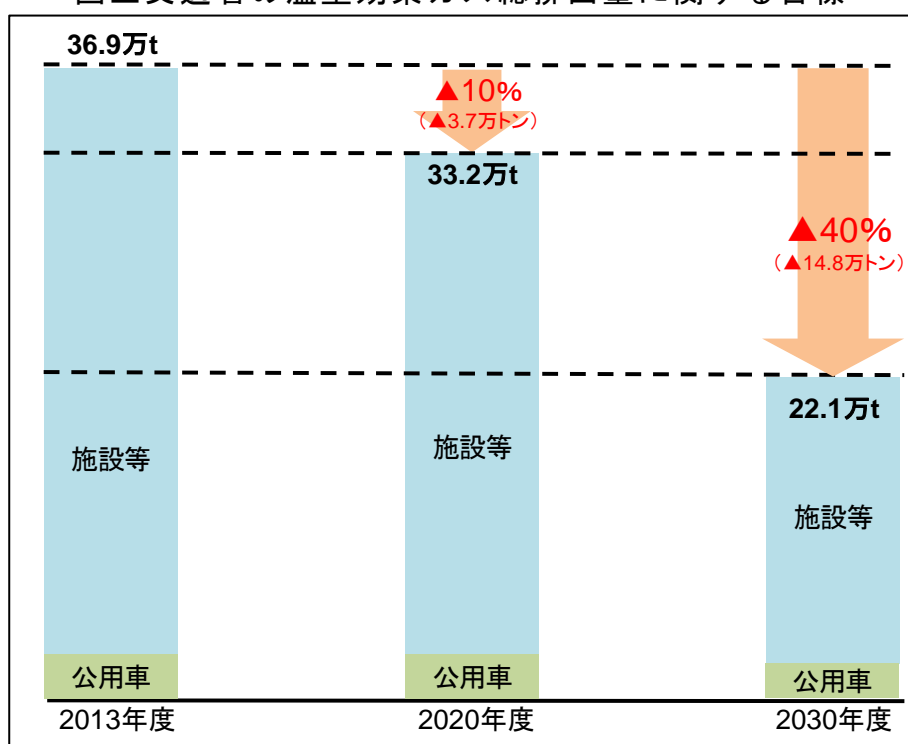
## Ⅲ. 温室効果ガス総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、国土交通省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。(地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)における政府実行計画の実施・点検による排出削減見込み量の算出方法に則り、2030 年度については電力の排出係数の改善による効果を含んでいるが、2020 年度については 2013 年度の排出係数に基づいて算出。)

この目標は、国土交通省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、海上保安庁の船舶・航空機の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。

国土交通省の温室効果ガス総排出量に関する目標



## IV. 個別対策に関する目標

### 1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030 年度までに代替可能な次世代自動車(ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、CNG 自動車等)がない災害対応車や空港作業車等を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020 年度の間目標として、公用車の概ね 38%以上を次世代自動車とすることに向けて努める。

### 2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

### 3. LED照明の導入割合

LED 照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに概ね 50%以上とすることに向けて努める。

### 4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

### 5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 8%以上削減することに向けて努める。

### 6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 13%以上削減することに向けて努める。

### 7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

## V. 措置の内容

### 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成 6 年建設省告示第 2379 号)、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成 17 年国土交通省告示第 551 号)、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

#### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、別添 1 のとおり、国土交通省が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。また、エネルギー消費量等のデータについては、国土交通省ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

#### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしや

ブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号)に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏えいの可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

### (4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

### (5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

## (6) 太陽光発電の導入の整備方針

- ① 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備するものとする。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ③ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。
- ④ 太陽光発電の導入に関する整備計画は、2020年度までに2,124kWの太陽光発電の導入を目指すものとする。

## (7) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

## (8) その他

### ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- ⑤ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

### イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF<sub>6</sub>の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

#### ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

#### エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

### (1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

## (2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

### ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3 メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載器を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑧ 本省及び地方支分部局等において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
  - ・ 警備上支障のある場合  
大臣車、副大臣車、大臣政務官車、事務次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
  - ・ 業務上支障のある場合  
緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑨ タクシーの使用に当たっては、タクシー使用基準の制定について(平成 20 年 3 月 27 日付、国官会第 2058 号)における「タクシーの使用等に関する基準」に基づき、必要最小限度のものとする。
- ⑩ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

### イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

## (3) 自転車の活用

霞ヶ関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。



#### (4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

#### (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

##### ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
  - ・設置・更新後 15 年を経過している照明については、法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、原則として 2020 年度までにLED照明への切替えを行う。
  - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器 (FL蛍光灯等) は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015 年度時点で設置後 15 年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として 2020 年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ④ 既存照明の入れ替え時については、費用の平準化を図る。
- ⑤ ②以外のものについては、2020 年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

##### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

##### ウ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省及び地方支分部局等の部局単位等適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスマー  
ル化を図る。
- ⑧ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、  
配布資料の削減を図る(審議会等のペーパーレス化)。
- ⑨ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑩ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑪ 電子決裁の推進を図る。

## (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

### ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

### イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガス排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

## (8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

### ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のう

ち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

### イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

### ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF<sub>6</sub>の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努める。(再掲)

## (9) その他

### ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

### イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。

- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

#### ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

#### エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

#### オ メタン(CH<sub>4</sub>)及び一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて以下の措置を講じる。

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。(再掲)
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。(再掲)

- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底する。
- ⑧ 昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源 OFF を徹底する。
- ⑨ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑩ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑪ 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑫ 庁舎に、施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑬ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑭ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。
- ⑮ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

## イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。
- ⑦ 節水トイレの設置を図る。(再掲)

## (2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう

努める。

### (3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑪ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。(再掲)
- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

### (4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用を努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

#### 4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

##### (1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後 5 時以降は、主催会議の中止を進める。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

##### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加を図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

##### (3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

##### (4) その他

「国土交通省における省CO<sub>2</sub>行動ルール」を別添 2 のとおり策定し、各職員への徹底を図る。

#### VI. 国土交通省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、国土交通省環境政策推進本部で行う。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総合政策局長が行う。なお、関係課長クラスからなる幹事会において実施することができるものとする。同幹事会の庶務は、総合政策局環境政策課が行う。(別添 3)
- ② 組織の本計画の推進に当たっては、組織毎に責任者又はチームを置き、職員への周知や計画の推進に努める。
- ③ 国土交通省の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、国土交通省環境政策推進本部幹事会において、毎年、成果を

取りまとめた上、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

- ④ 総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。

## **Ⅶ. 国土交通省の削減計画**

別添 4 のとおり。



## 省エネルギー診断実施の対象施設

国土交通省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

### ○第1段階：2017年9月末までに実施

- ・中央合同庁舎第3号館
- ・さいたま新都心合同庁舎2号館

### ○第2段階：2018年度から2019年度までに実施

- ・東京国際空港
- ・国土地理院
- ・国土技術政策総合研究所旭
- ・那覇空港
- ・柏研修センター
- ・国土技術政策総合研究所立原
- ・国土交通大学校
- ・国営みちのく杜の湖畔公園
- ・新潟美咲合同庁舎1号館
- ・中部地方整備局名古屋合同庁舎第2号館
- ・大阪合同庁舎1号館
- ・高松サポート合同庁舎
- ・福岡第二合同庁舎
- ・札幌開発総合庁舎
- ・仙台第4合同庁舎
- ・気象庁大手町
- ・気象大学校
- ・気象研究所筑波研究学園都市
- ・気象衛星センター
- ・仙台第3合同庁舎
- ・国土交通省青海総合庁舎
- ・海上保安大学校
- ・横浜海上防災基地
- ・神戸第2地方合同庁舎
- ・広島港湾合同庁舎
- ・鹿児島第二地方合同庁舎
- ・那覇港湾合同庁舎
- ・札幌航空交通管制部

- ・航空保安大学校岩沼研修センター
- ・航空保安大学校
- ・東京航空交通管制部
- ・福岡航空交通管制部
- ・新千歳空港
- ・成田空港事務所
- ・新潟空港
- ・中部国際空港
- ・大阪国際空港
- ・関西国際空港
- ・神戸航空衛星センター
- ・福岡空港
- ・室蘭開発建設部
- ・札幌河川事務所
- ・秋田河川国道事務所
- ・福島河川国道事務所
- ・長野国道事務所
- ・横浜国道事務所
- ・立山砂防事務所
- ・名古屋国道事務所
- ・高山国道事務所
- ・兵庫国道事務所
- ・六甲砂防事務所
- ・出雲河川事務所
- ・日野川河川事務所
- ・松山工事事務所
- ・遠賀川河川事務所
- ・宮崎河川国道事務所
- ・秋田運輸支局
- ・千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所
- ・中部運輸局三重運輸支局
- ・奈良運輸支局
- ・広島運輸支局
- ・徳島運輸支局応神町
- ・青森空港出張所
- ・新女満別空港出張所
- ・福島空港出張所
- ・札幌管区气象台
- ・盛岡地方气象台
- ・名古屋地方气象台
- ・富山地方气象台
- ・甲府地方气象台

- ・福井地方気象台
- ・松江地方気象台
- ・福岡管区気象台
- ・伊勢湾海上交通センター
- ・大阪湾海上交通センター
- ・備讃瀬戸海上交通センター
- ・関門海峡海上交通センター
- ・中城海上保安部
- ・横須賀第二庁舎
- ・北海道開発局研修センター
- ・海上保安学校宮城分校
- ・鹿児島空港
- ・宮崎空港
- ・北九州空港
- ・仙台航空基地
- ・中部空港海上保安航空基地
- ・関西空港海上保安航空基地
- ・福岡航空基地
- ・石垣航空基地
- ・国営東京臨海広域防災公園

## 国土交通省における省CO2行動ルール

国土交通省においては、職員自ら以下の取組みを行うことにより、「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」に掲げられた、数量的な努力目標の達成に貢献するよう努めるものとする。

### I. 自動車の効率的利用等

- ① 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転。
- ② タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行。
- ③ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップ。
- ④ ガソリンを満タンにしない。
- ⑤ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進。
- ⑥ 毎月第一月曜日は、特別な場合を除き、公用車の使用を終日自粛。
- ⑦ タクシーの使用に当たっては必要最小限度に。
- ⑧ 来庁者に対して低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかけ。
- ⑨ 自転車の共同利用を一層推進。

### II. 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制

- ① 冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度)。
- ② 「クールビズ」「ウォームビズ」の励行。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底。
- ④ 水曜日の定時退庁の一層の徹底。水曜日の午後5時以降は、主催会議を中止。
- ⑤ 事務の見直しにより、夜間残業の削減。
- ⑥ テレワークの推進。
- ⑦ 昼休みは、必要な箇所を除き消灯。夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底。
- ⑨ 昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源OFFを徹底。
- ⑩ 総合政策局環境政策課は夏冬の省エネフォローアップや政府の率先実行計画フォローアップの結果を連絡会議の開催やメール等により職員に分かりやすく情報提供することにより、省エネ意識を醸成。

(別添3)

国土交通省環境政策推進本部幹事会

大臣官房	秘書室長、人事課長、総務課長、広報課長、会計課長、地方課長、福利厚生課長、技術調査課長、総括監察官、公共事業調査室長、運輸安全監理官
官庁営繕部	設備・環境課長
総合政策局	総務課長、政策課長、海洋政策課長、物流政策課長、公共事業企画調整課長、技術政策課長
公共交通政策部	交通計画課長
国土政策局	総務課長
土地・建設産業局	総務課長、建設業課長、不動産市場整備課長
都市局	都市政策課長、公園緑地・景観課長
水管理・国土保全局	河川環境課長
水資源部	水資源計画課長
下水道部	下水道企画課長
道路局	環境安全課長
住宅局	住宅生産課長
鉄道局	総務課長
自動車局	環境政策課長
海事局	海洋・環境政策課長
港湾局	海洋・環境課長
航空局	総務課長、航空戦略課長
北海道局	参事官
政策統括官	政策評価官
国際統括官	国際政策課長
観光庁	総務課長、観光資源課長
気象庁	総務部総務課長、総務部企画課長
海上保安庁	総務部政務課長
国土交通政策研究所	総括主任研究官(2名)
国土技術政策総合研究所	企画部長、管理調整部長
国土地理院	企画部長

【 事務局 】

総合政策局	環境政策課長
-------	--------

## 国土交通省温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	20,160	19,423	17,174	-14.8%
施設のエネルギー使用	t-CO2	309,744	299,988	280,673	-9.4%
電気	t-CO2	281,809	274,232	256,002	-9.2%
(電気使用量)	MWh	489,093	484,229	446,746	-8.7%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.58	0.57	0.57	※1
電気以外	t-CO2	27,935	25,756	24,671	-11.7%
その他 ※2	t-CO2	39,032	41,118	34,083	-12.7%
合計	t-CO2	368,936	360,529	331,930	※3 -10.0%

※1 部局ごとの排出係数は固定。

※2 政府実行計画（平成28年5月13日閣議決定）において政府の船舶・航空機の使用に伴う排出は削減目標の対象外とされたことを踏まえ、海上保安庁の当該排出を除外した。また、比較対照のため2013年度及び2014年度からも除外している。

※3 「2020年度目標」欄には、気象庁のスーパーコンピューター更新によるCO2増加量約7,000tを含み、これを除外すると-11.9%となる。

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車に占める次世代自動車の割合	%	10.7	10.3	38.7	
公用車の燃料使用量	GJ	290,682	279,933	247,015	-15.0%
LED照明の導入割合	%		3.9	50.5	
用紙の使用量	t	4,634	4,351	3,907	-15.7%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	167	166	153	-8.4%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	465,531	429,988	402,823	-13.5%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.48	0.54	0.43	-10.4%

## 本省（中央合同庁舎第3号館）温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	286	265	243	-15.0 %
施設のエネルギー使用	t-CO2	7,359	7,734	6,567	-10.8 %
電気	t-CO2	6,000	6,446	5,747	-4.2 %
（電気使用量）	MWh	14,154	14,471	13,557	-4.2 %
（電気の排出係数）	t-CO2/MWh	0.42	0.45	0.42	固定
電気以外	t-CO2	1,359	1,288	820	-39.7 %
その他	t-CO2	0	0	0	- %
合 計	t-CO2	7,645	7,999	6,810	-10.9 %

### ○主な削減対策と削減効果

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① LED照明の導入            | 40 t-CO2  |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善   | 539 t-CO2 |
| ③ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し | 43 t-CO2  |

### ○推進体制

- ① 大臣官房会計課長をリーダーとして各部局等の総務課長等で構成される「省エネルギー推進委員会」を対策の実施主体とする。
- ② 「省エネルギー推進委員会」は、必要に応じ取組みの強化を講ずるものとする。
- ③ 大臣官房会計課においては、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行う。メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起するものとする。

## 地方整備局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	15,030	14,607	12,792	-14.9%
施設のエネルギー使用	t-CO2	130,458	123,237	116,695	-10.5%
電気	t-CO2	116,503	110,602	103,843	-10.9%
(電気使用量)	MWh	201,612	195,723	179,556	-10.9%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.58	0.57	0.58	固定
電気以外	t-CO2	13,955	12,635	12,852	-7.9%
その他	t-CO2	18,661	21,050	17,403	-6.7%
合 計	t-CO2	164,149	158,894	146,890	-10.5%

### ○主な削減対策と削減効果

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| ① LED照明の導入                        | 10,756 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善               | 2,256 t-CO2  |
| ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用          | 294 t-CO2    |
| ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し             | 1,720 t-CO2  |
| ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進 | 442 t-CO2    |

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。



## 地方運輸局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	500	475	424	-15.2%
施設のエネルギー使用	t-CO2	7,652	6,944	6,651	-13.1%
電気	t-CO2	5,851	5,341	5,028	-14.1%
(電気使用量)	MWh	10,923	10,705	9,350	-14.4%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.54	0.50	0.54	固定
電気以外	t-CO2	1,801	1,603	1,623	-9.9%
その他	t-CO2	48	44	43	-10.4%
合    計	t-CO2	8,200	7,463	7,118	-13.2%

### ○主な削減対策と削減効果

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| ① LED照明の導入                        | 710 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善               | 105 t-CO2 |
| ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用          | 88 t-CO2  |
| ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し             | 86 t-CO2  |
| ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進 | 25 t-CO2  |

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

## 地方航空局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	2,048	1,967	1,730	-15.5%
施設のエネルギー使用	t-CO2	94,580	90,907	82,612	-12.7%
電気	t-CO2	92,055	88,465	80,650	-12.4%
(電気使用量)	MWh	149,920	145,870	132,213	-11.8%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.61	0.61	0.61	固定
電気以外	t-CO2	2,525	2,442	1,962	-22.3%
その他	t-CO2	12,245	12,035	8,560	-30.1%
合    計	t-CO2	108,873	104,909	92,902	-14.7%

### ○主な削減対策と削減効果

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| ① LED照明の導入                        | 5,872 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善               | 4,649 t-CO2 |
| ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用          | 51 t-CO2    |
| ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し             | 277 t-CO2   |
| ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進 | 375 t-CO2   |

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

## 特別の機関、施設等機関温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	92	94	83	-9.8%
施設のエネルギー使用	t-CO2	10,125	9,451	8,743	-13.7%
電気	t-CO2	8,128	7,716	7,107	-12.6%
(電気使用量)	MWh	17,714	17,582	15,458	-12.7%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.46	0.44	0.46	固定
電気以外	t-CO2	1,997	1,735	1,636	-18.1%
その他	t-CO2	0	0	0	-%
合    計	t-CO2	10,217	9,545	8,826	-13.6%

### ○主な削減対策と削減効果

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| ① LED照明の導入                        | 792 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善               | 29 t-CO3  |
| ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用          | 135 t-CO4 |
| ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進 | 31 t-CO5  |

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

## 気象庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	352	365	301	-14.5%
施設のエネルギー使用	t-CO2	39,843	38,598	41,651	4.5%
電気	t-CO2	36,743	35,528	38,751	5.5%
(電気使用量)	MWh	66,676	64,726	71,328	7.0%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.55	0.55	0.54	※1
電気以外	t-CO2	3,100	3,070	2,900	-6.5%
その他	t-CO2	8,069	7,988	8,069	0.0%
					※2
合 計	t-CO2	48,264	46,951	50,021	3.6%

※1 官署ごとの排出係数は固定。

※2 「2020年度目標」欄には、スーパーコンピューター更新によるCO2増加量約7,000tを含み、これを除外すると -11.0%となる。

### ○主な削減対策と削減効果

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| ① LED照明の導入                        | 2,183 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善               | 2,233 t-CO2 |
| ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用          | 291 t-CO2   |
| ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し             | 47 t-CO2    |
| ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進 | 530 t-CO2   |

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

## 海上保安庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2	1,852	1,650	1,601	-13.6%
施設のエネルギー使用	t-CO2	19,727	23,117	17,754	-10.0%
電気	t-CO2	16,529	20,134	14,876	-10.0%
(電気使用量)	MWh	28,094	35,152	25,284	-10.0%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.59	0.57	0.59	固定
電気以外	t-CO2	3,198	2,983	2,878	-10.0%
その他 ※	t-CO2	9	1	8	-11.1%
合 計	t-CO2	21,588	24,768	19,363	-10.3%

※ 政府実行計画（平成28年5月13日閣議決定）において政府の船舶・航空機の使用に伴う排出は削減目標の対象外とされたことを踏まえ、当該排出を除外した。また、比較対照のため2013年度及び2014年度からも除外している。

### ○主な削減対策と削減効果

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ① LED照明の導入            | 1,830 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善   | 142 t-CO2   |
| ③ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し | 49 t-CO2    |

### ○船舶・航空機の使用に伴う排出について

- ・ 船舶・航空機の使用に伴う排出量については、2013年度は494,012t、2014年度は407,152tで推移してきているところ、引き続き排出量の把握を行うとともに、以下の取組の実施及び点検を行い、可能な限り排出量の削減に努める。
- ・ 船舶については、可能な限り水中抵抗の低減に努める。また、今後建造・調達する船舶・航空機の照明について可能な限りLED化を進める。

### ○船舶・航空機の照明のLED化

	2013年度	2014年度
船舶 (LED船/全隻数)	23/449( 5%)	31/455( 7%)
航空機 (LED機/全機数)	18/ 73(25%)	28/ 74(38%)

※ 「船内の生活環境にかかる一般照明が全てLED化された船舶の割合」及び「航空機内の客室照明のうち、8割以上がLED化された航空機の割合」

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務部政務課長とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて関係部局の筆頭課長等で構成される委員会を設置する。
- ② 政務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 政務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて関係部等にソフト対策の強化を指示する。

## さいたま新都心合同庁舎 2 号館温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					2013年度比
公用車の燃料	t-CO2				%
施設のエネルギー使用	t-CO2	8,545	8,640	7,691	-10.0%
電気	t-CO2	4,983	5,122	4,485	-10.0%
(電気使用量)	MWh	13,182	13,168	11,864	-10.0%
(電気の排出係数)	t-CO2/MWh	0.38	0.39	0.38	固定
電気以外	t-CO2	3,562	3,518	3,206	-10.0%
その他	t-CO2				%
合 計	t-CO2	8,545	8,640	7,691	-10.0%

### ○主な削減対策と削減効果

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① LED照明の導入          | 350 t-CO2 |
| ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善 | 356 t-CO2 |
| ③ 空調設備制御方法の改善       | 169 t-CO2 |

### ○推進体制

- ① 対策の実施のため管理庁（関東地方整備局合同庁舎管理官を委員長とする。）及び入居官署（委員）にて構成される「さいたま新都心合同庁舎 2 号館温室効果ガス排出削減委員会」を設置した。
- ② 管理庁において、毎月、電力・ガス・冷水・蒸気の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、入居官署の委員に資料を配付する。
- ③ 本委員会と国土交通省関東地方整備局営繕部は、上記目標達成のために、互いに協力し合い、削減対策の充実及び強化を図ってゆく。